

確 認 書

警察庁丁暴発第167号
府 益 準 第 15 号
平成20年11月18日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
貴 志 浩 平

内閣府大臣官房新公益法人行政準備室参事官
佐 伯 修 司

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法」という。）第6条第1号ニ及び第6号に規定する暴力団排除に関する規定（以下「暴力団排除条項」という。）の運用に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 法第8条第2号（法第11条第4項、法第25条第4項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第104条において準用する場合を含む。）及び法第28条第5項第2号（法第29条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣総理大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）の警察庁長官、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。）に対する意見聴取の手続きは、行政庁担当課から警察庁長官等担当課を窓口として行うこととし、警察庁長官等担当課は、行政庁担当課を窓口としてその回答を行うこととする。
- 2 前記1の行政庁担当課から警察庁長官等担当課への意見聴取及びこれに対する警察庁長官等担当課から行政庁担当課への回答は、いずれも、行政庁及び警察庁長官等の間で別途定める様式の書面又は電磁的記録によって行うこととする。
- 3 意見聴取対象者に疑義が生じた場合の本籍地情報に関する取扱いは、時宜を失しないよう簡便な方法によることもある。
- 4 行政庁担当課は、公益法人の役員等（理事、監事及び評議員）の変更の届出を受け付けた場合には、法第56条の規定に基づく協力依頼として、警察庁長官等担当課を窓口として、同課に対し、その情報（電磁的記録によるものを含む。）を提供し、警察

庁長官等が法第31条の規定に基づき行政庁に意見を述べるかどうかについて検討を依頼することその他の適宜の協力を求め、又は必要な照会を行うこととする。

- 5 法第31条の規定に基づく警察庁長官等の行政庁に対する意見陳述は、警察庁長官等担当課から行政庁担当課を窓口として、書面によって行うこととする。
- 6 行政庁担当課は、暴力団排除条項の運用に関し、警察庁長官等担当課から提供を受けた情報について、法に定める目的以外に利用しないこととし、漏えいの防止その他情報の安全管理に努めることとする。